

陳情審査結果

本会議で常任委員会に付託された陳情書2件について、各常任委員会が審査を行い、3月25日の本会議で委員長が審査結果を報告し、次のように決まりました。

民生文教常任委員会

陳情	申請者	常任委員会 審査結果 3月22日	本会議 採決結果 3月25日
医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書提出を求める陳情	塩谷郡塩谷町玉生1588-2 クローバーハーツ癒しの夢工房 代表 植村 健一	採択	採択 (全会一致) 意見書提出

審査報告 (抜粋)

○県の障害者差別解消推進条例に基づいて、重度心身障害者医療費助成制度の対象とすべきである。金銭的な面で、心配なく家族と共に治療を進めていただきたい。

○身体障害者、知的障害者に対し行われている重度心身障害者医療費助成が、精神障害者に適用されていないのは障害者基本法の主旨から外れている。



医療費助成における精神障がい者への適用に関する意見書

我が国では、国際連合で採択された障害者権利条約に対して平成26年に批准しており、同年には障害者差別解消法が制定され、平成28年から施行されている。また、栃木県では独自に栃木県障害者差別解消推進条例を制定・施行したところである。

しかしながら、現在、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度対象者は、身体障がいの程度が1～2級の方、知的障がいの程度が知能指数3.5以下の方、知的障がいの程度が知能指数5.0以下で身体障がいの程度が3～4級の障がいと重複している方となっており、身体障がい・知的障がい・精神障がいの間で格差がある状態となっている。

障害者基本法等においては、障がい種別による格差は設けられておらず、身体障がい・知的障がい・精神障がいは平等に取り扱われるべきである。

ついで、精神障がい者を栃木県重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするため、必要な措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

栃木県那須町議会

栃木県知事 様
栃木県議会議長 様

栃木県知事及び栃木県議会議長に対し、意見書を提出することが可決されました。



※◎…委員長 ○…副委員長

民生文教常任委員会

◎池澤昇秋 ○竹原亞生

田村浪行 関 幸夫 木村秀一 高久一伸

